

渋川看護専門学校 感染予防対策・感染予防行動 (2026.4.6 より変更)

新たに 15 期生を迎え新学期がスタートしました。看護師を養成する当校では、年間を通して各学年の学生が保健医療福祉施設で臨地実習に取り組みます。臨地実習は、大勢の方々のご理解とご協力のもとで可能となる貴重な学習の機会です。この大切な学習の機会を保障するために、学生・教職員は平素から当校が定める感染予防対策・感染予防行動を遵守し励行してください。

このたび、「学生のアルバイト」について、これまでの規定を緩和しました。アルバイトに取り組む際には事前に学校長の許可を得るとともに、学生の本分をわきまえ、自身の健康管理になお一層留意し、日々の学習に臨んでください。

*赤字：変更箇所

(1) 基本的な感染予防行動を徹底する。

- ①まめに手洗い・手指消毒をする。
- ②共有物使用の際は、前後の手指消毒と、使用後の物品の清拭（所定の方法）を励行する。
- ③不織布マスクを常時携帯する。

(2) 感染状況や授業形態 等により、マスクの着用を求める。

(3) マスク着用の指示があった時には、「不織布マスク」を着用する。マスクはその効果が得られるよう、自身の顔にフィットするサイズ・形のものを選択し、鼻から顎までを覆い、鼻の形にワイヤーを折り曲げて隙間をなくす。

(4) 学校内においても「密閉」をさける。エアコン使用中も効果的に換気をする。

(5) 風邪症状 等ある時には「不織布マスク」を着用し、学校で食事を摂る際は各自の車中 等、個別で摂取する。

(6) 不特定多数の人と密になる場面（混雑した電車やバス等）では「不織布マスク」を着用する。

(7) 不特定多数の人が訪れる施設を利用する際は、自身で判断し「不織布マスク」の着用、手指消毒等の基本的な感染予防対策を実施する。

(8) アルバイトをする際には、理由と具体的な仕事内容を記した「保証人連署のアルバイト申請書」を学校長に提出し許可を得る。アルバイト中の自身の感染予防行動を徹底するとともに、臨地実習・臨地演習の開始 2 週間前から終了日までの期間については、アルバイトは中止とする。本規定に違反する行為には、懲戒処分もあり得る。

(9) 自身および同居家族の体調の把握に努める。

(10) 臨地実習（および指示された学外演習）の開始 2 週間前から終了日までは、自宅以外では「不織布マスク」を着用する。実習（演習）する施設の指示がある場合は、施設の指示を優先し実施する。

- (11) 臨地実習（および指示された学外演習）の履修に際しては、開始2週間前から終了後1週間の期間は、学校指定の「体調確認表」の各項目について、毎日、正確に記録する。（体調記録は証明書類となる） その他については、実習（演習）する施設の指示を遵守する。
- (12) 鼻汁、頭痛、倦怠感、くしゃみ、咳、咽頭痛、発熱 等の風邪症状、味覚や嗅覚の異常、下痢 等の胃腸症状 等がある時には学校に連絡する。安易に解熱剤等の薬を服用しない。同居家族や濃厚接触した人（食事を共にした、「不織布マスク」をしない状態で車に同乗した 等）に、同様の症状がある時にも学校に連絡をする。自分または家族に、上記の症状がある時には、医師の診断結果が出るまでは家庭内でも「不織布マスク」を着用する。手洗いを徹底し、食事は別に摂る。
- (13) 同居家族に、必要な感染予防対策を正しく伝え、協力を得る。

(2026 年 4 月 6 日通知)

1. 学生・教職員は、当校が定める「感染予防対策・感染予防行動」を遵守する。
2. 自身と同居家族に、発熱（37.5℃以上または平熱より 0.5℃以上高い）、鼻汁、頭痛、倦怠感、くしゃみ、咳、咽頭痛 等の風邪症状や、味覚・嗅覚の異常、下痢 等の胃腸症状 等がある場合の対応。
 - (1) 登校を見合わせ、学校に電話連絡する。
 - (2) 医師の診断結果が出るまでは、家庭内でもマスクを着用し、飲食は別に摂る。できるだけ生活空間を分ける。

3. 学生・教職員の同居家族、または、学生・教職員が濃厚接触※した人の「感染症の陽性」が判明した時の対応。

※ 濃厚接触の例：不織布マスクなしで車に同乗した、近距離での会食・喫煙・不織布マスクなしでの会話 等

- (1) 速やかに学校（または担当教員）に電話連絡する。
報告事項
 - ①有病者の診断名
 - ②有病者の症状（発熱状態、いつから症状が出たか 等）
 - ③治療の有無（抗ウイルス薬・抗菌薬の処方 等）
 - ④有病者との接触状況（食事を一緒にした、同じ居室で過ごした 等）
 - ⑤学生自身の症状の有無
- (2) 学生自身に何らかの症状がある時には受診をする。
- (3) 同居家族、または濃厚接触した人が「インフルエンザ」または「新型コロナウイルス感染症」の診断を受けた場合の対応
学生自身に症状がない場合は、
 - ①感染予防行動（手洗い等）を徹底する。
 - ②「不織布マスク」を常時着用し、登校する。
 - ③学校での食事は自身の車中等、個別で摂取する。マスクを外して休憩する時には他者との距離を1メートル以上空ける。
 - ④上記①～③の対応を発症した翌日から7日間継続する。
 - ⑤臨地実習中は施設の指示に沿う。

4. 学生・教職員の「感染症の陽性」が判明した時の対応。

- (1) 速やかに、学校（または担当教員）に電話連絡する。
報告事項
 - ①診断名、医師の指示内容
 - ②症状（発熱状態、いつから症状が出たか 等）
 - ③治療の有無（抗ウイルス薬・抗菌薬の処方 等）
 - ④他学生との接触状況（食事を一緒にした、マスク無しで同じ居室で過ごした 等）

(2) 医師の指示に沿って療養する。

(3) 【新型コロナウイルス感染症の診断を受けた時】

- ①原則として、発症日（無症状の場合は検体採取日）の翌日から **5 日間** を経過し、かつ症状が軽くなってから 1 日経過するまでは出席停止。
- ②臨地実習中は施設の指示に沿う。
- ③自宅療養中は、毎日学校に電話連絡し、健康状態を報告する。
- ④登校可能となったら、【新型コロナウイルス感染症療養報告書】に必要事項を記入し、その旨を学校に電話連絡する。（当日が休業日に該当する場合は、電話連絡は不要）
- ⑤【新型コロナウイルス感染症療養報告書】を持参し、「不織布マスク」を着用して、登校する。
- ⑥登校開始後も、発症日の翌日から起算して 7 日間を経過するまでは、「不織布マスク」を着用し、食事は個別で摂取する。

(4) 【インフルエンザの診断を受けた時】

- ①医師に「発症日」と「当校可能予定日」を確認する。
- ②原則として、発症日の翌日から 5 日を経過し、かつ解熱した翌日から 2 日を経過するまでは出席停止。
- ③臨地実習中は、実習施設の指示に沿う。
- ④自宅療養中は、毎日学校に電話連絡し、健康状態を報告する。
- ⑤定期的に検温し、「解熱した日」を確認する。
- ⑥回復し、インフルエンザの出席停止期間の基準を満たしたら、【インフルエンザ療養報告書】に必要事項を記入し、その旨を学校に電話連絡する。（当日が休業日に該当する場合は、電話連絡は不要）
- ⑦【インフルエンザ療養報告書】を持参し、「不織布マスク」を着用して登校する。
- ⑧医師の診断により発症から 5 日を経過せずに登校可能となった場合は、医師の治癒証明書が必要。
- ⑨登校開始後も、発症日の翌日から起算して 7 日間を経過するまでは、「不織布マスク」を着用し、食事は個別で摂取する。

(5) 【その他の感染症の診断を受けた時】

- ①医師の指示に沿って登校する。
- ②臨地実習中は施設の指示に沿う。

(2026 年 4 月 6 日通知)